第百四十九条の二の二第二項第二号の規定による書面の写しの保存	
（略）	（略）
第百五十五条の二第二項第二号の規定による書面の写しの保存	
（略）	（略）
第百七十二条第二項第二号の規定による書面の写しの保存	
（略）	（略）
第百七十五条第六項の規定による書面の写しの保存	
第百七十五条第八項の規定による記録の保存	
第百八十九条第二項第二号の規定による書面の写しの保存	
（略）	（略）
第百九十六条の十一の二第二項第二号の規定による書面の写しの保存	
（略）	（略）
（略）	（略）
薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第八号）	
附則第六条第五項の規定による記録の保存	
（略）	（略）

（新設）	
（略）	（略）
第百四十九条の五第四項から第六項までの規定による書面の保存	
（新設）	
（略）	（略）
第百六十四条第三項（第百七十八条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の保存	
（新設）	
第百七十三条第三項の規定による書面の保存	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（略）	（略）
第百九十六条の十第二項の規定による書面の保存	
（新設）	
（略）	（略）
（略）	（略）
児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）	
（新設）	
（略）	（略）